

● インボイス制度への当金庫の対応について

お客様各位

令和5年9月28日

日頃は高知信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

2023年10月1日よりインボイス制度（適格請求書等保存方式）が開始されることに伴い、当金庫のインボイス対応についてお知らせいたします。

当金庫は、適格請求書発行事業者としての登録を完了しております。

適格請求書発行事業者登録番号	T4490005000397
商号又は名称	高知信用金庫
本店又は主たる事業所の所在地	高知県高知市はりまや町2丁目4番4号

（[国税庁インボイス適格請求書発行事業者公表サイト](#)でもご確認いただけます。）

当金庫が役務提供するサービスに対して、お客様がお支払いただいた各種手数料に含まれる消費税につき、当金庫の交付するインボイスにより仕入税額控除を受けることができます。

なお、適格請求書等保存方式に係る制度概要については、国税庁のインボイス制度公表サイトをご参照ください。

記

- 1. 窓口でお支払い頂く各種手数料（代金取立手数料、手形・小切手発行手数料、両替手数料、融資関係手数料など）**
現在発行している領収書等、および窓口端末機でのお取引につきまして発行される取引明細等をインボイスの要件を満たした書式に改訂いたします。
- 2. 振込依頼書を用いて手続きされる振込手数料**
現在発行している振込受付書をインボイスの要件を満たした書式に改訂いたします。
- 3. 口座振替・窓口収納のご契約にかかる手数料**
当金庫と収納企業さまとの口座振替契約・窓口収納契約に基づきお支払いただく手数料につきましては、請求明細・収納票等の授受方法や手数料のお支払方法等に応じて、当金庫または当金庫の委託先がインボイスを作成し、郵送または電子メール等により収納企業さまへ交付いたします。

4. インターネットバンキング（ドットコムダイレクト・法人インターネットバンキング）にかかる手数料

各サービスのログイン画面に掲載の「手数料について」にインボイス詳細を記載しておりますので、ご覧のうえお取扱ください。

5. A T Mでのお取引について

A T Mでのお取引につきましては、発生する手数料が原則3万円未満となりますので、インボイスの交付が不要な「3万円未満の自動販売機、自動サービス機における取引」に該当し、お客様が一定の事項を記載した帳簿を保存することで消費税の仕入税額控除を受けることができます。

そのためA T Mから出力される「お取引明細票」等についてはインボイス制度に対する様式変更は行いませんのでご了承ください。

6. インボイス対応に関するお問合せについて

上記のほか、当金庫のインボイス対応につきまして、ご不明な点等がございましたら、お取引店までお問合せください。

以上